

第1節 広報広聴

1 広報（広報戦略部 広報課）

(1) 広報媒体

広報さかい	タブロイド判24ページ（区広報紙3ページ含む）で毎月1日に発行している。発行部数は約413,000部。全世帯・事業所に宅配しているほか、区役所、保健センター、図書館などに配架している。（点字版・声のデージーCD版も発行）
堺市ホームページ	市政や暮らしに関する情報、観光情報などをホームページ上で発信している。市政に対する意見・提案も受け付けている。
S N S	LINE、Twitter 及びFacebookで、市政や市の行事・イベントなどをタイムリーに発信している。
堺動画チャンネル	市の施策紹介や市長定例記者会見などの動画をYouTube内の「堺動画チャンネル」で配信している。
くらしのガイドブック	市役所・区役所の窓口業務・手続き・行政サービスなどを掲載。隔年で発行し、全世帯・事業所に宅配しているほか、市政情報センターや区役所の市民課、市政情報コーナーなどで、転入者や希望者に配布している。（点字版・声のデージーCD版も発行）

(2) 報道機関との連絡調整

市の施策、行事、催しなどの情報を報道機関を通じて発信するとともに、報道機関からの取材への対応を図るため、報道機関と担当課との連絡調整を行っている。

堺市政記者クラブ加盟社（14社）

朝日新聞社	毎日新聞社	読売新聞社	産業経済新聞社	日本放送協会
日本経済新聞社	共同通信社	時事通信社	日刊工業新聞社	毎日放送
朝日放送テレビ	関西テレビ放送	読売テレビ放送	テレビ大阪	

在堺記者クラブ加盟社（5社）

泉州日日新聞社	堺ジャーナル	ジェイコムウエスト堺局	オニオン21共同通信	大阪湾タイムズ
---------	--------	-------------	------------	---------

2 広 聴

(1) 陳情・要望・苦情など

(広報戦略部 市政情報課、各区役所 企画総務課 (南区役所は総務課))

市に対する陳情・要望・苦情などは、広報戦略部 市政情報課をはじめ各区役所 企画総務課及び担当部署に日々寄せられている。令和2年度の主な市民の声の件数は、陳情書によるもの32件のほか、市政情報課で直接、手紙・電子メールなどで受け付けたもの27件(市政への提案箱は除く)。

なお、市政以外の陳情・要望・苦情などについては、堺地区諸官公庁等関係機関へ対応を依頼している。

(2) 広聴事業の実績 (広報戦略部 市政情報課)

名 称	内 容	令和2年度 実施状況
市 政 モ ニ タ ー	公募により、市民500人に市政モニター(郵送によるモニター92人、インターネットによるモニター408人)を依頼。市政の重要な課題や市民生活に関係の深い問題等に関して、アンケートを実施する。	モニター数 500人 アンケート 2回
市 政 へ の 提 案 箱	市政への建設的な提案を、電子メールや主な市施設に設置している「市政への提案箱」ポストにより受付。	提案書受付件数 1,422件

3 市政情報

(広報戦略部 市政情報課、各区役所 企画総務課 (南区役所は区政企画室))

市民の市政に対する理解と信頼を深めるとともに、効率的な行政運営に寄与することを目的とし、行政情報に関する市の中心的な窓口として、市役所高層館に市政情報センターを、また、市政情報及び地域情報の窓口として、各区役所（堺区役所を除く）に市政情報コーナーを設置している。

(1) 市政情報センター

所在地 市役所高層館 3階
 延床面積 約90㎡
 開設年月日 平成3年4月1日
 所蔵資料数 約2,000点



業務内容 ○市発行の刊行物やパンフレット、電磁的記録などの資料提供
 ○市発行の有償刊行物の販売及び有料コピーサービス
 令和2年度利用状況 利用者数 13,015人、コピー枚数 41,257枚

(2) 市政情報コーナー

所在地	電話番号	延床面積	開設年月日	所蔵資料数 ※1	令和2年度利用状況		業務内容
					利用者数	コピー枚数	
中区役所 1階	270-8181	約28㎡	平4.4.1	2,331点	6,292人	6,804枚	・行政資料、 地域情報の 提供 ・有償刊行物 の販売及び 有料コピー サービス
東区役所 1階	287-8100	約35㎡	平9.4.1	1,872点	8,465人	6,213枚	
西区役所 1階	275-1901	約35㎡	平8.4.1	1,403点	※2	6,605枚	
南区役所 1階	290-1800	約54㎡	平7.10.1	1,061点	※2	9,769枚	
北区役所 2階	258-6706	約84㎡	平12.4.1	2,292点	7,584人	5,536枚	
美原区役所 1階	363-9311	約40㎡	平17.2.1	1,364点	2,208人	4,017枚	

※1 所蔵資料数には、ビデオ (VHS、DVD) を含む。また、資料点数は登録数であり、スペースの関係上、全資料は配架されていない。

※2 市政情報コーナーを無人化したため、利用者数を集計していない。

4 情報公開制度（広報戦略部 市政情報課）

堺市情報公開条例を平成15年4月1日から施行し（平成3年施行の堺市公文書公開条例を全部改正）、市が保有する情報について、市民のみでなく、誰もが閲覧及び写しの交付の請求ができるようにすることで、行政の一層の透明性の向上を図るとともに、広く市政参加を促進し、公正で開かれた市政の推進に努めている。

(1) 基本原則

- ・公開の原則
- ・個人情報の保護
- ・迅速公正な手続
- ・総合的な情報公開の推進

(2) 制度内容

① 対象公文書の範囲

公開の対象となる公文書は、「組織共用文書」(実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの)とする。また、行政の情報化・電子化の進捗に的確に対応していくため、「電磁的記録」を公開の対象とする。

② 請求権者

本市の行政活動に関心を持つ者が「狭義の市民」に限られるものではなく、内外に開かれた市政を推進する観点から、公開請求権者の範囲を「何人も」とする。

③ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長、議会及び本市が設立した地方独立行政法人

④ 非公開情報

個人情報、法人等情報、非公開条件付提供情報、公共の安全・秩序維持情報、審議・検討・協議情報、事務事業執行情報、法令秘情報

⑤ 情報公開審査会の設置

制度に係る重要事項を調査審議するとともに、公文書公開請求に係る審査請求に対する審査を行う。

⑥ 運用状況

情報公開請求処理件数（令和2年度）

（単位：件）

請求件数	全部公開 A	一部公開 B	全部非公開			取下げ	公開率 *2
			非公開	存否応答拒否 *1	保有しない		
94	22	48	0	4	18	2	94.6%

*1 公文書の存否を明らかにできない場合

*2 公開率(%) = (A + B) / (請求件数 - 保有しない - 取下げ) × 100（小数点2位以下四捨五入）

5 個人情報保護制度（広報戦略部 市政情報課）

平成15年4月1日施行の堺市個人情報保護条例により、プライバシー権を中心とする個人の権利利益の保護を主たる目的とし、収集、管理、利用・提供など、市が個人情報を取り扱うそれぞれの段階で厳格な規律を設けるとともに、本人が自己の情報に適切に関与し得るように、自己情報の開示、訂正、削除及び中止を求める権利を保障するなど、自己情報コントロール権に配慮した制度の運用に努めている。

(1) 基本原則

- ・市が取り扱う個人情報の保護措置の実施
- ・自己情報の開示、訂正、削除及び中止の請求権の保障
- ・個人情報保護に係る施策の推進

(2) 制度内容

① 個人情報取扱についての制限

- ・本人以外からの収集を原則禁止
- ・思想、信条に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報等の収集を原則禁止
- ・収集目的の範囲を超えた、実施機関内利用及び実施機関以外への提供を原則禁止

② 自己情報コントロール権の保障

何人も、市が保有する自己の情報について、その開示を求め、また、その内容が事実でないと思料するときは訂正請求をし、条例の規定に違反して収集及び利用提供が行われていると思料するときは削除及び中止を求めることができる。

③ 個人情報保護審議会の設置

制度の適正な運営を図るため、個人情報の収集、目的外利用等についての事前審議を行うとともに、自己情報の開示、訂正、削除及び中止請求に係る審査請求に対する審査を行う。

④ 出資法人等及び指定管理者の個人情報の保護

本市が出資その他財政支出等を行っている出資法人等及び指定管理者に対しては、その保有する個人情報の保護に関し、各団体自らが必要な措置を講ずることができるよう、指導に努める。

⑤ 労働者派遣契約における個人情報の保護

実施機関に派遣された派遣労働者に対しても、個人情報の保護に関しては実施機関の職員と同等の責務を課す。

⑥ 罰則

職員及び受託業者等に対し、知り得た個人情報を漏らした場合及び不当な目的に使用した場合の罰則規定を設ける。

⑦ 運用状況

開示・訂正等請求処理件数（令和2年度）

（単位：件）

請求件数	全部開示 全部訂正 等 A	一部開示 一部訂正 等 B	全部不開示			取 下 げ	開示等の率 * 2
			不 開 示 不 訂 正 等	存否応答拒否 * 1	保有しない		
97	50	33	2	2	7	3	95.4%

* 1 当該個人情報の存否を明らかにできない場合

* 2 開示等の率(%) = (A + B) / (請求件数 - 保有しない - 取下げ) × 100 (小数点2位以下四捨五入)